

## 計量行政審議会の開催趣旨について

平成 28 年 5 月 20 日

経済産業省産業技術環境局計量行政室

### 1. 計量行政審議会の開催の経緯

計量制度は、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保するという安全・安心の基盤として機能しており、昭和 26 年の計量法制定、平成 5 年の改正計量法の施行など、各時代の要請に適切に対応しつつ変遷してきている。

こうした中、技術の進展や利用者ニーズの多様化等、計量行政をとりまく状況が変化してきており、計量の実務が官から民へ段階的に移りながら計量制度が変遷していることを踏まえて、こうした変化に的確に対応した計量法の執行が求められている。

今般、これらの観点から今後の計量法の施行の在り方について意見を示すべく、計量行政審議会に対する諮問<sup>1</sup>が行われたところである。

### 2. 計量法の施行の在り方についての意見

計量法の施行の在り方についての意見をいただくにあたって、計量制度に関する課題の検討がなされ、あらかじめ整理されている<sup>2</sup>。

これらの整理も含めて今後あるべき計量行政の基本的方向を見据えた計量制度について審議を行い、計量制度が抱える様々な課題について、早急に見直しすべき点や中長期的に検討すべき点について御意見をいただきたい。

### 3. 会議及びその結果等の取扱い

本審議会は、計量行政審議会運営規程第 4 条に基づき、原則として会議又は議事録を公開する（経済産業省ホームページにて公開）。ただし、特段の事由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

また、審議の結果については答申（とりまとめ）として公表する。

<sup>1</sup> 計量行政審議会に対する諮問について（資料 1 別紙参照）

<sup>2</sup> 「計量制度に関する課題検討会」報告書（平成 28 年 3 月 31 日）

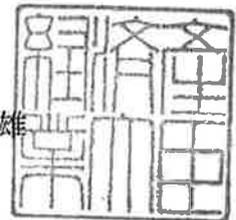
経済産業省

20160428産第8号

平成28年5月11日

計量行政審議会  
会長 内山田 竹志 殿

経済産業大臣 林 幹雄



計量行政審議会に対する諮問について

貴審議会に対し、計量法第157条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

昨今の技術の進展、計量行政を取り巻く社会環境の変化に的確に対応する観点から、今後の計量法の施行の在り方について意見を示されたい。